

第1章 計画の策定にあたって

1) 策定の趣旨

駒ヶ根市教育委員会では、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間で計画期間とする「駒ヶ根市教育振興基本計画」【以下「本計画」という】を策定し、2つの基本目標「夢と希望にあふれる子どもたち」の育成と「文化的・健康的な駒ヶ根市民」の形成を目指し、さまざまな取り組みを進めてきました。

本計画期間中に世界的規模で広がった新型コロナウイルス感染症がもたらした影響等により、人々のライフスタイルや価値観が大きく変わり、社会構造の変革の流れもこれまでとは比較にならない速さで進んでいくことが予測されたことなどから、駒ヶ根市は本計画の上位計画である駒ヶ根市第4次総合計画の期間を前倒して終了し、令和4年度に第5次総合計画を策定しました。

これを受け、本計画においても第5次総合計画に示す駒ヶ根市の将来像、『愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市』を実現するための教育分野における計画として「第3次駒ヶ根市教育振興基本計画」と位置づけるものとししました。

(計画のイメージ)

2) 計画の位置付け

この計画は、駒ヶ根市の実情に応じた教育の振興を図るための施策に関して、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。また、本計画は、「駒ヶ根市第5次総合計画」を踏まえた本市の教育分野における計画であり、教育関連計画においては最上位に位置付けられます。

〈市全体の計画〉
駒ヶ根市第5次総合計画
計画期間 令和4年度～8年度

〈教育分野の計画〉
第3次駒ヶ根市教育振興基本計画
計画期間 令和7年度～8年度

〈個別分野の計画〉
・駒ヶ根市子ども計画・駒ヶ根市総合保健計画
・駒ヶ根市スポーツ推進計画・駒ヶ根市障がい福祉計画
・駒ヶ根市生涯学習推進プラン
・駒ヶ根市読書活動推進計画
・駒ヶ根市いじめ防止基本計画
・駒ヶ根市自殺防止行動計画

3) 計画の期間

第3次駒ヶ根市教育振興基本計画の計画期間は、駒ヶ根市第5次総合計画との整合をとるため、令和7(2025)年度から令和8(2026)年度までとします。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
総合計画	駒ヶ根市第4次総合計画 (H26～R3)		駒ヶ根市第5次総合計画 (R4～R8)					駒ヶ根市第6次総合計画 (R9～R13)				
教育振興計画	第2次駒ヶ根市教育振興計画 (R2～R6)					第3次駒ヶ根市教育振興計画 (R7～R8)		第4次駒ヶ根市教育振興計画 (R9～R13)				

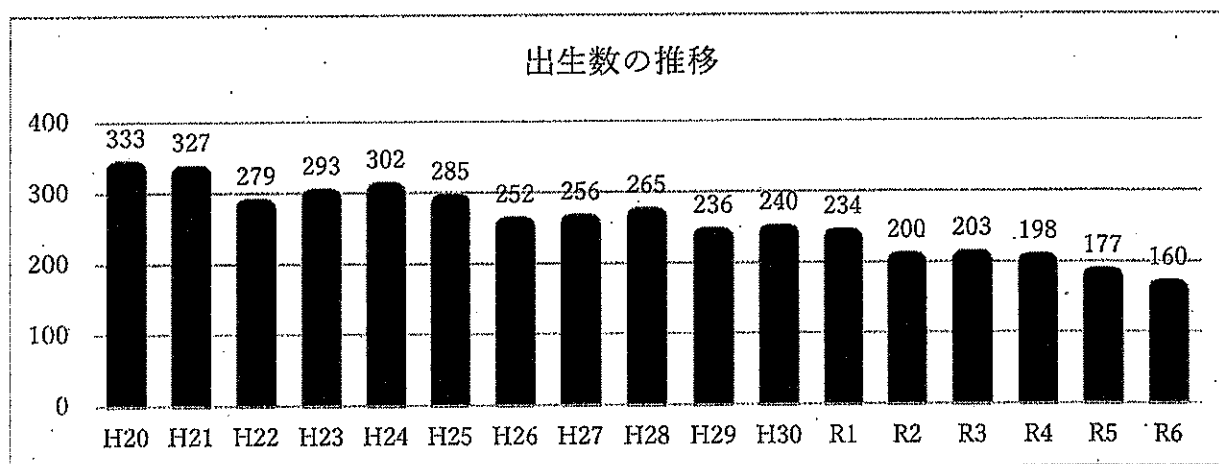
第2章 教育を取り巻く社会の動向と課題

◆人口減少と少子高齢化の進行について

駒ヶ根市の人口は、平成20年の34,622人をピークに減少に転じています。駒ヶ根市第5次総合計画を策定した令和4年の推計では、令和12年には29,144人に、令和27年には25,202人まで減少するとされています。人口動態をみると、転入者数と転出者数がほぼ拮抗している一方、平成21年以降は死亡数が出生数を大幅に上回っており、出生数は平成20年333人、平成30年240人、令和6年には160人とこれまでの予想を超える速さで減少しています。

また、高齢化も進行しており、人口に占める65歳以上の割合は、令和27年には人口の4割を超えるとみられます。一方、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、令和27年には人口の5割を切るとみられています。

このような人口構成の変化の中において、子どもたちや働き盛りの世代、そして高齢者がそれぞれの能力を生かし、力を合わせて、豊かで安心して暮らせる地域や社会をつくっていくことが重要になります。



◆社会の変化と教育の役割

グローバル化の進展に伴い、異文化理解や国際競争力育成が求められています。情報化社会の進展に伴い、ICTの活用や情報モラル教育の充実が不可欠です。

地球温暖化や環境問題への意識を高く持った、持続可能な社会を構築できる人材育成が求められています。

家族形態の変容やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化による地域社会の変化の中で、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

◆教員を取り巻く状況

教員の長時間労働や業務負担の増加は、教員のメンタルヘルスや教育の質の低下につながる可能性があります、このようなことが起因の一つとされる教員不足は、教育活動のさらなる質の低下につながるだけでなく、教員の負担を一層増大させる要因となります。

また、教員が新たな教育課題に的確に対応できるよう、研修体制の充実や教員の資質・能力向上が求められています。

◆家庭・地域社会との連携

家庭における教育力の低下が指摘される中、家庭と学校、地域社会が連携して、子どもの成長を支える必要があります。

コミュニティースクールや地域学校協働活動などを通して、地域住民や保護者の意見を学校運営に反映させ、地域と一体となった教育活動を推進する必要があります。

教員、保護者、地域住民が連携し、学校が抱える課題を共有し、共に解決していくことが重要です。

◆教育課程と学習指導

社会の変化に対応できるよう、学習指導要領の見直しや授業改善が求められています。変化の激しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を育成するため、基礎・基本を徹底し、自ら学び、自ら考える力を養うことが重要です。個々の児童生徒の興味や関心、能力に応じた学習機会を提供し、多様な学習ニーズに対応する必要があります。

◆いじめ・不登校・特別支援について

いじめは、どの学校や学級でも起こりうる重大な問題です。今後も、全ての学校が家庭や地域と積極的な連携を強め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

また、不登校については、要因が一様ではなく、無気力や不安といった本人に関する要因や、学校における人間関係、家庭に関することなどが複雑に関連しているとされており、個々の児童生徒の実態や心情に寄り添った丁寧な対応が必要です。

いじめ、不登校、特別支援が必要な児童生徒など、増加する多様なニーズを持つ児童生徒への対応が課題となっています。

第3章 駒ヶ根市の教育の基本的な考え方

1) 基本理念

「夢と希望にあふれる子どもたち」の育成

～子どもたちが夢と希望にあふれるまちづくり～

全ての子どもたちが、夢と希望にあふれ、活発な学習活動、人との関わり、恵まれた自然環境を活かした体験活動等を通して、自己肯定感や自尊感情を高め、豊かな情操を育み、これからの駒ヶ根市を担う心豊かな人づくりに取り組みます。

—「内から育つ」ひたむきな子の育成—

「文化的・健康的な駒ヶ根市民」の形成

～ともに学び、文化を育むまちづくり～

全ての市民が、生涯にわたって学び、優れた文化芸術に親しみ、ライフステージに合わせたスポーツに親しむことにより、健康的、文化的で心豊かな生活を送ることのできるまちづくりに取り組みます。

2) 基本目標

基本目標1 未来を担う人づくりを進めます

- ・安心して妊娠・出産ができ、子育てを楽しめる環境を整えます。
- ・豊かな自然環境の中で、望ましい未来を創造する子どもを育てます。
- ・地域の中で見守られながら、子どもも保護者も安心して子育てができる環境を整えます。
- ・内から育つ確かな学力や豊かな体力を身に付け、社会で自立できる子どもを育てます。

基本目標2 とともに学び、文化やスポーツに親しめる

まちづくりを進めます

- ・人が集い、学びあい、豊かな生活が実感できる地域を目指して、全ての世代が学びを活かして地域社会に貢献できる環境づくりを進めます。
- ・駒ヶ根市の文化や遺産を後世に伝え、豊かな文化芸術活動に親しむ土壌を育てます。
- ・市民誰もが自らスポーツに親しむとともに、併せて競技者の育成や指導者の養成等を進めます。

基本目標3 教育関係施設のあり方の検討を進めます

- ・少子化等を踏まえた施設のあり方について検討を進めます。

第4章 第2次計画の振り返り（主なもの）

第2次駒ヶ根市教育振興基本計画での各施策の現状と課題

基本目標	施策	現状と課題（現状：○ 課題：△）
1 妊産婦の健康増進	1 安心して子どもを産み、親の成長を支援 2 妊産婦への支援充実 3 不妊に悩む方を支援	○産後ケアは R6 からは対象者を広げ負担額軽減を開始。 ○R4 から不妊治療が保険適用となった。また不妊治療費の市の助成金額を 10 万円から 20 万円に引き上げた。 △保険適用となっていない治療もあり、負担軽減のための支援は引き続き必要である。
2 乳幼児の発達に合わせた子育て支援	1 母子の健康管理 2 環境づくり 3 発達に偏りをもつ子どもの早期発見・療育の推進 4 食を通じた母子の健康づくり 5 安全な予防接種の推進	○妊娠期から子育て期まで、専門職による個別支援を中心に児童福祉分野とも連携を図りながら支援を実施。 ○5 歳児健診を、R3 年度から「5 歳児すこやか園訪問事業」として保育園・幼稚園にて心理士等による観察に変更。その結果により巡回相談等の利用につなげている。 △巡回相談の臨床心理士相談希望が増えており、人員確保が課題。 △親子の健康づくりのため、引き続き乳幼児健診、教室などで食を通じた指導、啓発に努めていく必要がある △未接種者への個別勧奨を実施し、接種率の向上に努めていく。
3 健やかな育ちを支える幼児教育の推進	1 子どもの体力向上の推進 2 自然体験の推進	○子どもたちが体を動かす環境が整っており、社会的なスキルを身につけることのできる体験ができている。 ○十二天の森の利用を通じて、自然に触れる機会を増やし、新たな体験を提供することが重要。
4 地域に根ざした特色ある園づくりの推進	1 駒ヶ根らしい保育園、幼稚園づくりの推進 2 地域に根ざした園ごとの特色ある取り組み	○老人福祉施設との交流を通して、地域の高齢者に親しみを持ち、思いやりや感謝の気持ちを育むことができている。 ○地域で活躍している団体との交流を実施することで、地域の伝統や文化を身近に感じられることができている。

5 体験を通した幼児の食育の推進	1 園児たちへの体験機会を提供 2 園児がいる家庭への体験機会を提供	○親子クッキングや給食関連の情報発信を通じ、食生活への意識を高め、食育の重要性を理解する機会を提供し、家庭の食事の質向上を図っている。 △食育に関する情報を提供するにとどまり、保護者自身が食育に関する理解を深める機会が少ない。
6 学力向上・体力向上・人間性を育てる教育の推進	1 学力向上を推進 2 学校における働き方改革を推進 3 自主性や創造性を伸ばす教育を推進 4 体力向上を推進	○夏季及び冬季の閉庁期間を設定。 ○R2年度から留守番電話を全校に設置。 ○R3年度からC4th（シーフォース）の導入 ○各校、米作りや十二天の森の散策を実施 ○総合的な学習のための「特色ある学校づくり補助金」をR6から増額。 ○コロナ過でできなかった職場体験をR5～再開。 △中学生海外交流事業がコロナ過で実施できず、再開に向けて検討中。
7 学校・家庭・地域社会との連携強化による教育力向上	1 地域の人材活用を推進 2 特色ある学校づくりを推進 3 幼稚園、保育園、小・中学校の連携を推進 4 子どもたちの体験活動を推進	○各学校にて、学校支援ボランティアによる学習支援や読み聞かせを行っている。三世代交流にもなっている。 ○駒ヶ根市PTA協議会は毎年実施。PTAと市教委と情報交換をしている。 △プレーパークはコロナ過もあり未実施。今後については検討が必要。
8 生きる力の基礎となる学校食育の推進	1 学校における食に関する指導を推進 2 家庭の食の改善・充実を促進 3 体験しながら学ぶ食育を推進	○お弁当の日は各校で年1～2回実施。 ○月1回の駒っ子給食で、地産地消や行事食についての理解を深めている。 △コロナ過はなかなか食を通じての活動が難しかった。 △お弁当の日の意味をもう一度知ってもらうような取り組みが必要。
9 家庭の子育て力の向上	1 子育て家庭への状況提供を行う 2 子育て家庭への心身の負担軽減の取組を行う 3 健全な遊び場の提供により社会性や自主性を推進	○LINEなど様々なツールで、親子で参加できるイベントの案内などを随時出している。 △ファミリーサポート事業は近年急増傾向にあり、サポーターが不足する状態となっているので、利用促進とサポーター確保に力を入れる必要がある。

10 健やかな子どもの成長とその過程に対する支援の充実	1 発達障がい児に対する療育支援を充実 2 子どもに対する相談体制を充実 3 不登校児童生徒などに対する取組を推進 4 子ども・若者の自殺対策を強化 5 子どもの貧困（生活困窮世帯）対策を推進	○5歳児すこやか園訪問等からお誘いし巡回相談を行っている。専門職と面談する中で、保護者が子どもの特性を深めたり、子どもにあった関わり方を知る機会となっている。 ○不登校対策指導主事1名を配置し、R5年度より教育相談員も2名体制とした。 ○R5年度市内1中学校でSOSの出し方教育実施。 ○社会とつながりにくいままに青年期を迎えた若者の相談を受け付ける「若者相談室」を設置。 ○様々な問題を抱える児童等を要対協へ上げ、必要な機関と連携し経過観察をしている。 ○要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施。 △心理士、相談員の不足。
11 地域ぐるみの子育ての推進	1 家庭、地域ぐるみの子育てを推進	○R5年度に「駒ヶ根市子育て10か条」の改定を行い「こまがね5つのみちしるべ」を新たに策定。 △居場所の継続のためには、後継の育成や新たな支援団体の開拓が必要。
12 生涯学習の支援と推進体制の整備	1 生涯の各成長段階における多様なニーズを的確に把握し、自発的な活動を推進 2 自主的な学習グループ、団体の実態を把握し、その活動を支援 3 高齢者が趣味や仲間づくりを通じて、生きがいと長寿に対するよろこびが持てる多様な学習機会を提供	○学びを通じた地域づくりにつながる公民館事業として、学級・講座などを実施し学習活動を推進。 ○十二天の森自然観察会を年二回実施。 △情報発信の在り方に工夫が必要となっている。 △高齢者の年齢意識の変革により、アクティブシニア層の増加により受講生が減少している。

13 生涯学習施設の整備と活用	1 生涯学習施設整備基本計画の見直し 2 時代の変化に対応できる施設運営の推進 3 各施設の有機的な連携によるネットワークを構築 4 図書館等を中心とした読書活動の推進	○サードブック事業は R5 年度よりバージョンアップし、本を一冊渡している。 ○「図書館を使った調べる学習コンクール」では相談会などを実施し、作品制作のサポート。全国展に入選実績もある。 △世代に合わせて本に親しむ機会づくりを進めているが、高校でも授業テーマに必要な資料の充実と、積極的な情報の提供を進めていく。
14 文化財の保存と多面的な活用の推進	1 次世代に引き継ぐために文化財を適切に維持管理する 2 多種多様な文化財資料の整理、保存、公開活用の推進 3 次世代に残すべき新たな文化財調査を実施し、文化財の指定をする。	○文化財を活用したイベントは、幅広く行っている ○文化財審議会にて新たな指定を行った。 R2 1件 R4 1件 その後県宝へ △市誌現代編の作成を検討したいができていない。
15 創造的な文化芸術活動の推進	1 文化に親しむ仕組みづくりの推進 2 文化活動を推進 3 文化施設のあり方を検討し、施設整備を進めるとともに、文化活動の発表の場を提供	○幅広い年齢層を対象とした演目を実施。 ○文化センターについて、開館約 40 年を経ており、老朽化がすすんでいるため R4 年度に「劣化度調査及び改修基本計画」を策定。計画に基づき、R6 年度以降工事を進めていく。 ○文化会館自主事業によるジュニア和楽器隊の育成。
16 市民スポーツの推進と環境整備	1 健康づくり・生涯スポーツの推進 2 市民皆スポーツを推進 3 スポーツを通じた地域コミュニティの形成を図ります 4 世界で活躍するアスリートを育成 5 スポーツ施設などスポーツ環境の整備を計画的に進める	○コロナ過においては様々な形でのマラソン大会を実施し、R4 からは以前のように信州駒ヶ根ハーフマラソン大会を実施。 ○コロナ過で中止していた市民総合体育大会を R5 から開催再開。 ○日本体育大学への訪問事業（スポーツ少年団）実施。 ○馬住ヶ原運動場の人工芝化に向けた設計事業実施。 △ネット予約ができる環境の構築。

17 教育関係施設のあり方の検討の推進	1 学校教育施設 2 保育等関係施設 3 社会教育施設	○竜東学校給食センターの改修について計画している。 △今後を見据えた学校の整備計画の策定が必要。 ○少子化等を踏まえた保育施設のあり方について「駒ヶ根市保育・幼児教育のビジョン」を令和5年3月に策定し、また、ビジョンに基づく計画を策定した。 △保育園幼稚園の再整備、最適化と並行して、既存の施設の維持管理にも引き続き力を入れ、子どもたちが安心して過ごせる環境を維持しなければならない。 ○R4年度に「劣化度調査及び改修基本計画」を策定した。計画に基づき、R6年度以降工事を進めていく。 △集約化の議論は行っていない。
----------------------------	--	--

第5章 教育施策の展開

基本目標1 未来を担う人づくりを進めます

- ①妊娠期から子育て期の切れ目ない支援
- ②家庭・地域の子育て力の向上
- ③幼児期の健全育成の推進
- ④子どもの食育の推進
- ⑤学校教育の充実
- ⑥学校・家庭・地域社会との連携強化による教育力向上

基本目標2 とともに学び、文化やスポーツに親しめる

まちづくりを進めます

- ①生涯学習の推進
- ②文化財の保存と活用
- ③文化芸術活動の推進
- ④市民スポーツの推進

基本目標3 教育関係施設のあり方の検討を進めます

- ①学校教育関係施設
- ②保育等関係施設
- ③社会教育施設

未来を担うひとづくりを進めます

施策1 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援

目指す姿

子どもを望む全ての人が安全安心な妊娠・出産・楽しい子育てができ、子どもたちが健やかに成長発達している。

少子化、核家族化、地域とのつながりの希薄化、女性の就業率の上昇、さらに新型コロナウイルス感染拡大により、子どもを産み育てる環境は大きく変化しています。それに伴い、精神的不安・育児不安を抱えた妊産婦が増加しています。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、今後も引き続き妊産婦健診体制や発達特性のある子どもの早期発見・早期療育、虐待予防を含めた母子保健対策を継続し、子ども達が健やかに成長するための支援や環境整備を図っていく必要があります。

取組1 妊産婦への支援を充実します

妊産婦の生活背景を把握しながら、異常の早期発見・予防や健康的な生活習慣、健康診査の必要性などについて保健指導を行うほか、妊産婦に対する各種サービスの情報提供の充実に努めます。

【主な事業】

- ☐ 妊産婦健康診査の公費負担 ☐ 産後ケア事業 ☐ 予防接種事業

取組2 母子の健康管理を充実します

健診、育児相談などで、乳幼児期の成長に応じた発育発達を支援するとともに、疾病や異常の早期発見・育児不安や悩みの軽減を図ります。

【主な事業】

- ☐ 乳幼児健診（3ヵ月・9ヶ月・1歳6ヵ月・3歳）、
☐ 乳幼児相談（6ヵ月・12ヵ月・2歳3ヶ月）

取組3 発達特性をもつ子どもの早期発見・早期療育を推進します

発達特性をもつ子どもの早期発見・早期療育に努め、家族支援とともに関係機関との連携を強化します。

【主な事業】

- ☐ 遊びの教室 ☐ 5歳児すこやか園訪問 ☐ 巡回サーキット
- ☐ 園巡回相談事業 ☐ 児童発達支援事業

施策2 家庭・地域の子育て力の向上

様々なニーズに対応した子育てが安心して行える環境が確保され、気軽に相談
目指す姿 できる体制や地域も含めた子育て全般に渡る支援サービスが整っている。
児童虐待もなく、不登校などにもつながらない健全な家庭生活が保たれている。

核家族化の進展による家族形態や、ライフスタイルの変化に加え、共働きの増加など、子どもと家庭を取り巻く環境は日々変化しています。転勤等により、近くに身寄りがいなかったり、複雑化したりする家庭環境により、疎遠な家庭もあるため、安心して子育てができる環境や、気軽に利用できる子育て支援サービス、相談窓口の充実が大変重要です。

また、健やかな子どもの成長とその家庭に対する支援として、療育を必要とする子どもの支援とともに、家庭機能低下にともなう児童虐待や、学力、友人関係、発達特性等を起因とした不登校など、諸問題において子どもを守る観点での支援が必要です。

これらの要因に新型コロナウイルス感染拡大の影響も加わって、不登校児童生徒の在籍比率が非常に高くなっています。小中学校や県、関係機関等と連携して早急に対応していく必要があります。

取組1 子育て家庭へ情報提供を行い、子育ての負担軽減の取組に努めます

子育て支援に必要な情報提供を行い、気軽に子育て支援サービスが利用できる環境を整備し、子育て家庭（共働き家庭等）への心身の負担軽減を図ります。

【主な事業】

- ☐ ファミリーサポートセンター（託児）の運営
- ☐ 子どもショートステイ事業 ☐ ハッピーママヘルパー派遣事業
- ☐ 保育所などでの一時預かり
- ☐ 子ども交流センター、子どもクラブの運営事業
- ☐ 地域での子どもの居場所づくり（ジュニアフレンドパーク事業）

取組2 子どもに関する相談体制を充実します

教育に関する相談を教育相談員が、家庭を中心とした相談を家庭児童相談員が対応し、必要に応じて児童相談所などの関係機関につなげます。

また、保育カウンセラーによる保育園・幼稚園の巡回相談等を実施し、療育を必要とする子どもの支援を行います。

【主な事業】

- ☐ 教育相談員・家庭児童相談員による相談支援事業
- ☐ 保育カウンセラー配置

取組3 不登校児童生徒などに対する取組を推進します

不登校児童生徒などへの支援のため、教育委員会と小中学校関係者、福祉・医療関係者等が連携して取り組み、これまでも取り組んできた中間教室やオープンルームを活用するとともに、ICT等を活用した新たな支援に取り組んでいきます。

【主な事業】

- ☐ 不登校対策指導主事の配置 ☐ 中間教室の配置
- ☐ 生徒相談員、子どもと親の相談員などの配置

施策 3 幼児期の健全育成の推進

子どもたちが体を使った遊びを行い、体力・運動能力が身についている。
目指す姿

子どもたちが自然に親しみ、創造力や豊かな感性が身についている。

子どもの体力と運動能力は 1985 年頃を境に全国的に低下しており、子どものライフスタイルの変化が強く影響していることが指摘されています。市内の公立保育園・幼稚園の年長園児を対象にした幼児運動能力評価においては、全国の幼児と比較して同程度以上の結果が得られていますが、その結果を維持し、さらなる向上を目指す取組が必要です。

少子化、核家族化により地域社会における子育ての希薄化が懸念されており、地域全体で園児の成長を支え、地域との交流によって地域への愛着の形成、恵まれた自然や駒ヶ根市の歴史や文化を知る機会の提供が必要です。

取組 1 子どもの体力向上を推進します

子どもたちの体力や運動能力を高めるため、子どもたちが日常的に体を使った遊びを行う機会を提供します。

【主な事業】

- ☐ 幼児運動能力評価 ☐ 保育所運営事業 ☐ 幼稚園運営事業

取組 2 地域に根ざした特色ある取組を進めます

地域と連携して特色ある活動を実践するとともに、県の認定を受けた信州型自然保育を継続的に推進します。

【主な事業】

- ☐ 保育所運営事業 ☐ 幼稚園運営事業 ☐ 私立保育所補助事業
☐ 私立幼稚園振興事業

施策4 子どもの食育の推進

様々な経験を通じて、食への関心を高め、地域に根差した食に関する
目指す姿 知識や健全な成長に必要な食品を選択する力を身につけ、豊かな心を
育み、健全な食生活を実践している。

食は命の源であり、私たちが生きていくためには欠かせないものです。また、健全な食生活を実践し、おいしく楽しく食べることは、人々に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与します。

人々の暮らしが豊かになった一方で、栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加や、伝統的な食文化等への意識の希薄化などが生じています。

食育は、日々の生活の中で様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることです。生涯にわたって健康的な食習慣を身に付けることができるよう、一人一人が食への意識を高め、家庭、学校、保育園・幼稚園、地域等を中心に、関係機関が連携し、食育活動に取り組んでいくことが必要です。

取組1 子ども達が体験しながら学ぶ食育を推進します

給食での行事食・郷土食等の提供や、野菜・米作りや調理体験など、体験を通じた子ども達の食への関心を高める取組を進めます。

【主な事業】

- 小中学校 ☐ 駒っ子給食 ☐ お弁当の日
保育園・幼稚園 ☐ 親子クッキング

取組2 家庭での食育を推進します

親子での調理体験や給食だより等により、家庭での食育・食生活への意識を高める取組を進めます。

【主な事業】

- 小中学校 ☐ お弁当の日 ☐ 食生活アンケート
保育園・幼稚園 ☐ 親子クッキング ☐ 食生活アンケート

施策5 学校教育の充実

目指す姿 確かな学力や体力、豊かな人間性を持ち、自立して生きていける力を身につけ、地域づくりを担っていける子どもたちが育っている。

確かな学力や豊かな人間性、健やかな体と体力といった社会で必要となる力を身につけ、夢や希望を抱いて、自らの力で未来を切り開いていける力を持った子どもを育てることが必要です。

子どもたちのコミュニケーション力や学ぶ意欲、体力の低下、自然体験の不足などが課題となっています。

子どもたち一人ひとりが、自己肯定感と自尊感情を持ち、学力や体力、人間性、個性などを伸ばしていける教育や、教育環境の充実が必要です。

取組1 学力向上の推進

○標準学力調査により状況を把握し、指導方法の検討と授業改善を図ります。

○研修会等を実施し、教職員の資質向上を図ります。

○児童・生徒の状況に応じた個別指導の充実を図ります。

【主な事業】

- ☐ 標準学力調査実施 ☐ ICT教育推進 ☐ 専科教員配置
☐ ALT配置 ☐ 特別支援教育支援員配置 ☐ 標準学力調査実施

取組2 体力向上の推進

○体力・運動能力テストにより状況を把握し、指導方法を検討します。

○運動部活動により体力向上を図るとともに、社会性を育てます。

【主な事業】

- ☐ 体力・運動能力テスト実施 ☐ 運動部活動実施

取組3 自主性や創造性を伸ばす教育の推進

○協調性・人間性を育てる道徳教育や人権教育を推進します。

○個性を尊重し、能力を伸ばす教育を推進して、学習内容の充実を図ります。

○ふるさとを知り、郷土に誇りを持てるような教育を推進します。

【主な事業】

- ☐ 総合的な学習の時間 ☐ キャリア教育 ☐ 職場体験学習 ☐ 自然体験学習

施策6 学校・家庭・地域社会との連携強化による教育力向上

未来を担う子ども・若者たちが、学校や家庭をはじめ地域社会全体の目指す姿 支援を受けながら、豊かな人間性や社会性を身につけて成長している。

地域・社会に対するかかわりの希薄化や情報化社会が進展する中で、子ども・若者が様々な人との交流や体験活動などを通じた豊かな人間性や社会性を育む機会が減っています。

また、不透明な社会情勢から、学習や生活に不安を感じている子どもたちが増えてきています。

青少年期における異年齢交流や地域活動などを通じ、多様な人とかかわり合う中で、子ども・若者の生きる力を育むため、学校・家庭・地域が連携し、社会全体が一体となって、教育や青少年育成に取り組んでいく必要があります。

取組1 地域の人材を活用し特色ある学校づくりの推進

○学校の課題に対し、地域人材を活用して解決に取り組むとともに、関係性を強化して教育力を高めます。

○学校運営協議会等の意見を聴き学校運営に反映させ、学校・家庭・地域が一体となって、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

○JICA駒ヶ根と小中学校等が連携し、JICAの活動や世界の国々を知ってもらうとともに、世界で活躍できる人材を育成します。

【主な事業】

- ☐ 学校支援ボランティア ☐ コミュニティスクール
- ☐ JICA駒ヶ根との交流事業 ☐ 学校運営協議会、学校評議員による学校評価

取組2 幼稚園、保育園、小中学校との連携強化

幼保小中の連携を強化し、課題や情報を共有するとともに、教育力を高めます。

【主な事業】

- ☐ 幼稚園、保育園、小中学校が連携した授業研究 ☐ PTAとの連携

取組3 子どもたちの体験活動の推進、地区子ども会などを支援します

○家庭や学校、地域と連携し、集団遊びや社会体験、自然体験などの体験活動を推進し、地域ぐるみで子どもの育成を図ります。

○地区子ども会活動へ積極的に参加できるよう、青少年育成委員を中心に地域全体での活動を支援し、子ども達が主体的にかかわる行事を通じて異年齢交流を進めます。

【主な事業】

- ☐ 宿泊学習 ☐ 区・分館・地区育成会・子ども会活動支援
- ☐ ジュニアリーダーの育成 ☐ 青少年育成委員の活動支援

ともに学び、文化やスポーツに親しめる まちづくりを進めます

施策1 生涯学習の推進

目指す姿

誰もが生涯にわたって自由に学ぶことができ、その成果が地域づくりに活かされている。

生涯学習施設が、学び・実践・交流していく場所として活用され、望ましい学習態様が構築されている。

人口減少や情報化社会、ICTの進展など、社会環境が急速に変化している中、時代のニーズ・多様なライフスタイルに合った生涯学習機会の実現とともに、多様な人がその場所に集まり、学びや交流を通じて繋がりを深めることの両立が求められています。

市内の生涯学習施設には、公民館をはじめ文化会館、図書館、博物館、各種体育施設、学校開放施設などがあり、それぞれ市民ニーズに対応すべく設置されていますが、各施設の連携が求められています。

市民が自ら学びに参加する、市民が自ら運営していく力を醸成する必要があります。

取組1 各成長段階における多様なニーズを的確に把握するとともに、新しい生活様式や多様なライフスタイルに合った学習機会の提供方法を検討し、自分らしく学習ができる環境整備を推進します。

各世代の段階における学習メニューを充実させるとともに、様々な学習方法を検討・実践する中で、市民一人ひとりが自由に機会を選択して学習活動に参加できるよう促進します。

【主な事業】

- ☐ 生涯学習情報や機会の提供
- ☐ 新しい生活様式や多様なライフスタイルに合った生涯学習機会の提供方法を検討
- ☐ 各種学級・講座の開催

取組2 自主的な学習グループの活動を支援します。また、学習した成果を地域に還元できる取組を推進します

自主的な学習活動団体の支援と育成を進めます。

【主な事業】

- ☐ 生涯学習情報や機会の提供
- ☐ 文化団体の育成事業

取組3 時代の変化に対応できる施設運営を進めます

地域の主体性を尊重し、市民の意思を反映させた、より幅広い施設運営を進めます

【主な事業】

- ☐ 利用者ニーズに対応した施設の充実

施策2 文化財の保存と活用

目指す姿 変わらないものの価値を後世に引き継ぐため、貴重な文化財の調査研究が進められ、有効活用しながら保全に努めている。

市の誇るべき貴重な文化財や文化遺産を大切に守り、次世代へと確実に引き継いでいくことは重要な責務です。このため、文化財などの調査や特に重要なものについて文化財指定を進め、修理や復元整備をすることで適切な保存に努めていく必要があります。

市内の指定文化財は、国の指定文化財として「旧竹村家住宅」「光前寺庭園」など3件、県の指定文化財として「中央アルプス駒ヶ岳」「光前寺三重塔」など5件、市の指定文化財として令和3年に「光前寺阿弥陀如来像」1件を新たに指定し、合計41件あり、全体で49件あります。

今後、文化財の計画的な保存管理に努めるとともに、文化財保護に対する市民意識の高揚を図るため、文化財資料の整理を行い、これらの文化財を市民に広く公開し、活用しながら適切な保全を行うことが必要です。

取組1 次世代に引き継ぐために文化財を適切に維持管理します

適切な維持管理を行い、文化財に接する機会を設け、継承していく意識を育てます。

【主な事業】

- ☐ 指定管理制度による維持管理・有効活用
- ☐ 埋蔵文化財に対する意識を高め、包蔵地の監視

取組2 多種多様な文化財資料の整理、保存、公開活用を進めます

有形文化財や無形文化財をはじめ、歴史資料など多種多様な文化財資料を整理し、学習に活用されるように保存します。

【主な事業】

- ☐ 郷土資料の充実に向けた資料収集
- ☐ 市誌現代編の改訂の検討
- ☐ 各種講座の実施
- ☐ 文化財を活用したイベントなどの実施

取組3 次世代に残すべき新たな文化財調査を実施し、文化財の指定をします

市内の文化財や歴史遺産の調査を行い、貴重な文化財の指定・保存に努めます。

【主な事業】

- ☐ 次世代に残すべき文化財調査

取組4 子ども・若者の自殺対策を強化します

子ども・若者向けの相談支援をさらに進めるとともに、保護者や義務教育期間終了後の若者などへの支援体制も構築・強化します。

【主な事業】

- ☐ 啓発リーフレットの配布 ☐ SOS の出し方に関する教育
- ☐ 児童生徒の健全育成に資する各種取り組みの推進
- ☐ 養育に困難を抱える家庭への個別支援
- ☐ 義務教育期間終了後の若者への支援体制の構築
- ☐ 要保護児童対策地域協議会との連携強化

施策3 文化芸術活動の推進

目指す姿 多くの市民が多様な文化芸術に触れる機会を持ち、自らも文化・芸術活動に参加をしている。

個性が求められる時代にあって、郷土の歴史と伝統、地域文化を守り、育みながら、新たな文化を創造し、次世代へ継承していくことが求められています。

やすらぎとうるおいをもたらす音楽や美術などの文化芸術や、地域に根づいた伝統芸能などに市民が親しむ環境づくりが必要です。

市内で行われるさまざまな文化芸術活動についての情報発信により、文化に親しむ機会の増加が求められています。

世界に羽ばたく芸術家や文化人を育むための文化活動への理解を深め、地域の活力を生み出していくことが必要です。

特に、市の中心的文化施設である文化センターの適切な維持管理が求められています。

取組1 文化に親しむ仕組みづくりを進めます

文化会館等を活用し、市民が多様な文化を鑑賞する機会の充実を図り、文化活動の情報を発信します。

【主な事業】

- ☐ 文化会館自主事業の充実
- ☐ 駒ヶ根市出身芸術家の催し物の開催

取組2 文化活動を推進します

市民が良好な環境で創作発表活動や鑑賞ができるよう、文化センターの長寿命化を図るため、計画的な改修を進めます。その他文化施設については、施設の特質性を考慮しつつ、計画的な整備を進めます。また、文化芸術団体の活動を支援します。

【主な事業】

- ☐ 文化施設の適切な維持管理及び計画的整備
- ☐ 文化団体・芸術団体の育成、支援、ネットワーク構築、近隣市町村との連携
- ☐ 奨励、顕彰事業 ☐ 博物館企画展示の充実
- ☐ 子どもたちの文化芸術活動の充実

取組 3 文化・芸術活動の発表の場などを提供し、人材の育成を図ります

将来の駒ヶ根市の文化・芸術を支える人材の育成や、市民の多彩な活動を促進します。

【主な事業】

- ☐ 市民ギャラリーの充実

施策4 市民スポーツの推進

目指す姿 ニュースポーツ、アスリートスポーツ問わず、すべての市民が求めるニーズに合せ、それぞれの世代で楽しくスポーツに親しんでいる。

積極的にスポーツに取り組むことは、心身の健康の増進、体力の向上に寄与し、また地域コミュニティの形成にも貢献できます。

社会環境、生活環境の変化による身体活動の減少傾向は変わらないが、加えて新型コロナウイルス感染症の影響により世代を問わず運動をする人、しない人の二極化が進んでいます。

より多くの市民がスポーツを通じ、誰もがライフステージに応じたスポーツに親しむことで、健康や生きがいづくりに繋がるようにスポーツを推進していく必要があります。

全国大会以上の大会で活躍する競技者がいることは、これからスポーツを始めるジュニア世代をはじめとして地域を元気にする力があります。競技者を発掘、育成、強化することや、指導者の養成などを進める必要があります。

取組1 健康づくり・生涯スポーツを推進します

誰もが、ライフステージに応じた生涯スポーツに親しむことで、心身の健康を保持・増進できるようスポーツ活動の推進と環境整備に努めます。また、施設整備を計画的に行います。

【主な事業】

- ☐ スポーツに関する情報発信の充実 ☐ スポーツ教室の開催
- ☐ スポーツ協会・スポーツ少年団の支援・育成
- ☐ 公共スポーツ施設の計画的な整備の実施。

取組2 市民皆スポーツを推進し、スポーツを通じた地域コミュニティの形成を図ります。

年齢、性別、障がいなどに関わらず、日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進め、スポーツ活動による地域の一体感や繋がり等の促進につなげます。また第82回国民スポーツ大会を通じて取組を強化します。

【主な事業】

- ☐ 市民総合体育大会やハーフマラソン大会の開催
- ☐ 第82回国民スポーツ大会長野県大会への参画

取組３ アスリート（運動選手）の育成を推進します

ジュニア選手をはじめとする競技者が全国、世界大会等で活躍できるよう競技者の発掘、育成・強化、指導者の養成などを進めます。

【主な事業】

- ☐ 日本体育大学や関係大学とのスポーツに関する連携強化
- ☐ スポーツ協会やスポーツ少年団のとの連携

教育関係施設のあり方の検討を進めます

施策1 学校教育関係施設

- ☐ 学校施設の長寿命化計画（個別計画）の策定
- ☐ 少子化等を踏まえた小中学校、給食センター施設のあり方について検討

施策2 保育等関係施設

- ☐ 保育等施設の長寿命化計画（個別計画）の策定
- ☐ 少子化等を踏まえた保育施設のあり方について検討

施策3 社会教育施設

- ☐ 文化、社会教育施設の長寿命化計画(個別計画)の策定
- ☐ 文化、社会教育施設の集約化の検討
- ☐ 文化財維持保存のための修繕

駒ヶ根市の教育関係施設

(1) 小学校

名	称
赤穂小学校	赤穂東小学校
赤穂南小学校	中沢小学校
東伊那小学校	

(2) 中学校

名	称
赤穂中学校	東中学校

(3) 支援施設

名	称
中間教室	つくし園

(4) 学校給食施設

名	称
赤穂学校給食センター	赤穂南学校給食センター
竜東学校給食センター	

(5) 保育園・幼稚園施設

名	称
北割保育園	美須津保育園
赤穂保育園	飯坂保育園
経塚保育園	すずらん保育園
中沢保育園	東伊那保育園
赤穂南幼稚園	下平幼稚園

(6) 放課後児童クラブ

名	称
すずらん子ども交流センター	三和森子ども交流センター
赤穂東子ども交流センター	みなみ子ども交流センター

(7) 社会教育施設

名	称
文化会館	図書館
博物館	勤労青少年ホーム・女性ふれあい館
赤穂公民館	中沢公民館
東伊那公民館（駒ヶ根市東伊那多目的研修集会施設）	
天竜かっぱ広場	ふるさとの丘 体験学習（あゆみ館）

(8) 社会体育施設

名	称
アルプス球場	下平体育館
共楽園 弓道場	市民体育館
社会体育館	第2社会体育館
農業者トレーニングセンター	農村交流広場
飯坂体育館	武道館
北の原公園 多目的交流施設	ふるさとの丘 アルプスドーム